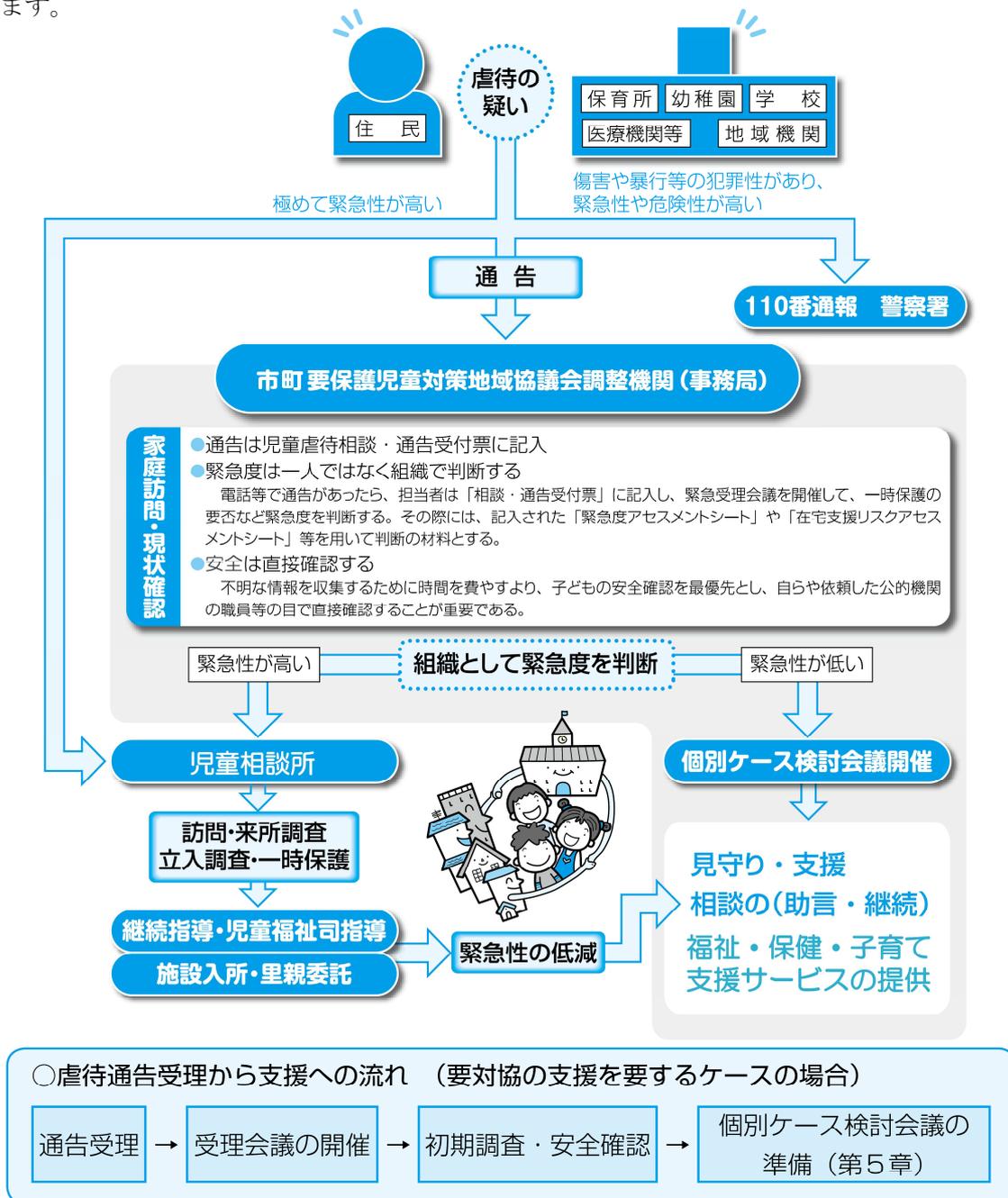


第2章 市町における子ども虐待対応の実際(受理から安全確認まで)

市町が虐待通告を住民、関係機関から受理した場合は、ケースの緊急度を見定め、初期調査から安全確認、アセスメントを行い、緊急度の高いケースは児童相談所と連携する等の対応を行います。また、各機関の役割分担等の連携による要対協での支援が必要なケースの場合は、個別ケース検討会議を開催し、今後の支援について協議します。

本章では、虐待通告の受理から受理会議の開催、初期調査と安全確認までの手順を説明します。



通告対応における実務チェックリスト

通告受理後の対応の流れは、次の表のとおりです。もれがないかチェックしながら対応しましょう。

	対 応	書式等（参考様式集に掲載）
<input type="checkbox"/>	1. 通告受付 ・ 来所、電話は、必要事項を丁寧に聞きとる。 ・ 学校等から通告書が提出された場合は、虐待対応教員や直接関わっている担任等に連絡を取り、内容を確認する。	<input type="checkbox"/> 虐待相談・通告受付票（様式番号*1） <input type="checkbox"/> 通告書（*2）
<input type="checkbox"/>	2. 受理会議 ＊ 速やかに複数の職員で開催 ① 緊急度や重症度の判断 ・ 児童相談所送致の必要性について判断する。	<input type="checkbox"/> 児童家庭相談受理台帳（*7） <input type="checkbox"/> フェイスシート・受理会議資料等 <input type="checkbox"/> 緊急度アセスメントシート（*3） <input type="checkbox"/> 在宅支援アセスメントシート（上欄）（*4）
<input type="checkbox"/>	② ケースの初期調査の手順を協議 ・ 「だれが、どのように、いつまでに」	
<input type="checkbox"/>	③ 子どもの安全確認の手順を協議 ・ 「だれが、どのように、いつまでに（できれば48時間以内）」	
<input type="checkbox"/>	④ 当面のケースの主たる支援機関、主たる支援者の決定	
<input type="checkbox"/>	3. 初期調査（情報収集） ・ 庁内外の関係機関から、出来るだけ多くの基礎情報を収集する。 ・ どのような情報が必要かは、アセスメントシートの項目が参考になる。	<input type="checkbox"/> 在宅支援アセスメントシート（*4）
<input type="checkbox"/>	4. 子どもの安全確認 ・ 家庭訪問や、子どもの所属機関で、必ず誰かが出会って確認する。緊急と判断した場合は児童相談所に送致する。	<input type="checkbox"/> 送致書（*13）
<input type="checkbox"/>	5. 庁外の関係機関から詳細な情報を得る。 ・ 直接出会うなど信頼関係のもとで確かな情報を収集する。必要な場合は、文書で情報提供を依頼する。	<input type="checkbox"/> 情報提供等協力依頼書（*18）
<input type="checkbox"/>	6. ケース検討会議（初回）の実施 ・ 情報共有のうえアセスメント、支援方針と役割分担	<input type="checkbox"/> ケース基本情報（会議資料） <input type="checkbox"/> 緊急度アセスメントシート（*3） <input type="checkbox"/> 在宅支援アセスメントシート（*4）
<input type="checkbox"/>	7. ケース検討会議（定期）で支援の再評価 ・ 定期的にケース検討会議を実施し、支援の見直しをし、会議や支援内容を記録に残す。 ・ 市町と児童相談所の役割分担は、会議で決定するが、必要に応じて文書のやりとりを行う。 ・ ケースの終結は、会議で決定し、ケースの進行管理台帳に年度内は残しておく。	<input type="checkbox"/> 児童記録票（*5） <input type="checkbox"/> 在宅支援アセスメントシート（*4） <input type="checkbox"/> 進行管理台帳（*8） <input type="checkbox"/> 児童家庭相談連絡書（*12） <input type="checkbox"/> ケース移管通知書（児童相談所から市町に移す場合）（*14）

1 通告の受理から初期調査

(1) 虐待通告の受理体制の整備

各市町の虐待通告先となる機関には、いつ何時となく虐待通告が入ります。しかし、担当者が出張等で不在であった場合、対応した職員が再度の連絡や他機関窓口の紹介等を行うことは、ケースの致命的なリスクの見逃しになる場合があります、絶対に避けなければなりません。そのため、いつでも誰でも受理対応が可能となるよう、体制を整備する必要があります。

○職場の誰もが虐待受理対応が可能な体制にすること

- ・「虐待相談・通告受付票」を、職員の誰もがすぐに取り出せる場所に置いておく。
- ・通告受理時の聴取手順について、ロールプレイ等の研修を職員全員に行う。

○休日や夜間の通告への対応を整備すること

- ・夜間等の電話を受ける市町の警備室から子ども虐待対応担当の責任者へ円滑に連絡されるよう、事前のルールを設定しておく。

(2) 通告の受理

○通告受理について

虐待通告は、住民及び関係機関（保健センター、保育所、学校、警察、病院等）からあり、以下のルールにより受理します。

- ・通告書、口頭、電話等にかかわらず、虐待の疑いのある子どもについての相談があった場合は、原則すべて「通告」として受理する。
- ・関係機関からの通告は、通告書（様式は各機関により異なる場合がある）を受理する等、通告内容を詳細に確認する。
- ・緊急の場合は、通告後に通告書の送付を関係機関に依頼する。

○通告をためらう場合

虐待を発見する、もしくは虐待の疑いをもった時においても、様々な理由で、住民や関係機関が通告をためらう場合があります。その場合、以下の説明を行います。

○虐待通告そのものをためらう場合

- ・通告は、子どもとその保護者の支援への第一歩となること。
- ・通告は国民の義務であること。（児童虐待防止法第6条、児童福祉法第25条）
- ・関係者（教員、医師、福祉事業者等）は、虐待の早期発見に努めなければならないこと。（児童虐待防止法第5条）

○虐待かどうか確信が持てない場合

- ・ 通告内容が虐待でなくても、通告者は罰せられないこと。（児童虐待防止法第 6 条第 1 項）

○対象となる子どもや保護者の個人情報を理由に通告をためらう場合

- ・ 通告は守秘義務よりも優先されること。（児童虐待防止法第 6 条第 3 項）

○通告者の個人情報や通告内容等の情報が漏れる不安で通告をためらう場合

- ・ 通告者の秘密は厳守されること。（児童虐待防止法第 7 条）

（3） 通告受理時の対応の流れ

通告は、近隣住民や関係機関等の第三者からの通告と、虐待者本人、虐待を受けた子ども本人、親族等からの通告に分類できます。ここでは、通告元別の対応と留意点について説明します。

○近隣住民等の第三者からの通告を受けた場合

子ども虐待の通告者は子どもの状況を心配し、何とかしたい気持ちが強く、意を決して連絡してこられる人もいます。そのために通告者の気持ちは焦り、混乱していることがあります。それらの通告者の思いや気持ちをまず受けとめて（「驚かれたでしょうね」、「戸惑われたのもよくわかります」、「無理せずお話になれることからお伝え下さい」）、「虐待相談・通告受付票」（様式 1 P. 122）の項目に沿って整理しながら丁寧に尋ねることが大切です。

対応の流れを次に記載しますが、様式 1 の「虐待相談・通告受付票」の裏面には、第三者からの通告を想定した聞き取りのガイドが記載されていますので、それも参照してください。

○対応の流れ

①まずは内容を傾聴する

「ご連絡ありがとうございます」「少しお時間がかかりますがよろしいですか」などのあいさつから始め、通告者に自由に話してもらい、「虐待相談・通告受付票」に記入していく。

②子どもの情報、保護者等の情報

子どもの情報を詳しく聞く。保護者やきょうだい等の家族の情報については、わかる範囲でできるだけ詳しく聞く。

③虐待内容

事実関係が明らかでない場合、「それはいつのことですか」、「今も続いていますか」、「その発言は誰がしたのですか」、「本人はどう言っていましたか」等と具体的に聴く。

通告者が主観的な判断で語っているような場合は、「そう思ったのはどんなことがあったからですか。」「それはあなたがそう思ったのですか。それとも本人が言ったのですか。」等、根拠となる事実を確認する。

④重篤度のアセスメントと安全な情報の確認

子どもの現在の安全はどうか、虐待の重篤度はどうかについて確認する。虐待を防ぐことができた良いエピソードや安全な情報についても聞いておく。

⑤通告者から「自分はどうしたらいいか」等の申し出があった場合

「今後ご協力をいただきたいことができた場合、こちらからご連絡させていただくために、お名前や連絡先をお伺いしてもよろしいでしょうか。」と協力を依頼する。

(匿名を希望される場合は、その事情に配慮して強く求めない)

⑥通告への謝意・対応結果の情報提供の説明

「子どもの安全のためにご連絡いただきありがとうございます。今後、適切に調査を進めて対応いたします。」

「今後の調査や対応の内容については個人情報の保護により、お知らせすることはできませんが、ご了承をお願いします。」

「今後も気になることがありましたら、またご連絡をお願いします。」

⑦緊急事態の場合の説明

「もし(夜間に閉め出されたままであるとか、尋常でない子どもの悲鳴が聞こえる等)子どもの安全が脅かされるような緊急事態の場合は、110番通報をお願いします。」

○学校、幼稚園、保育所等、子どもが所属している機関からの通告を受けた場合

地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告をした機関を特定させる情報を保護者に伝えざるを得ない場合があることを説明します。また、そのような情報を保護者に伝える場合には具体的にどのような説明を行うかについて、事前に綿密な協議を行い、今後の協力を依頼しておきます。早い段階で、「通告は法的義務であること、子どものために必要な対応であること」を関係機関が直接保護者に伝えたほうが、のちのち保護者との信頼関係を損なわないことが多いです。

○医療機関からの通告を受けた場合

子どもの受傷の程度、心身の状態、治療の見通し、保護者の言動とともに、虐待を疑った理由を聴き取ります。また医療機関が保護者に伝えた情報も併せて聴き取ります。

市町が保護者と接触する場合は、医療機関からの通告が契機であることを保護者に伝えざるを得ない場合があることを了解してもらいます。

入院している場合は子どもの安全を確保する意味から、児童相談所による一時保護委託が

適当な場合もあるので、児童相談所と協議するとともに、退院の時期を医療機関だけで判断して保護者に言わないよう依頼します。

傷害が重篤なケース等、場合によっては警察への通報を要請します。

○子ども本人、家族等からの通告を受けた場合

(ア) 家族や親族からの通告

通告したことを秘密にしてほしいと言うことも多く、介入の糸口となることが困難なことがあります。一方で、子どもの安全確認に関して緊急な対応を求められることも多いです。まずは調査を開始することを説明し、今後可能な範囲での協力を要請します。

(イ) 虐待をしている保護者自身からの通告

保護者の訴えを受け止め、傾聴し、批判したり責めたりはせず、面談したいことを説明します。状況により、児童相談所が必要と認めれば、子どもの一時保護も可能であることを伝えます。

匿名の場合は、個人を特定する情報収集に努めます。

(ウ) 虐待を受けている子ども自身からの通告

子ども本人からの相談があった場合は、特別な配慮が必要です。まさかと思うような内容でも、しっかりと子どもの話に耳を傾けてください。子どもの言葉による表現力は、その年齢や性別、経験等によって様々です。特に電話での相談の場合、うまく説明できない、言葉が見つからない場合が多く、勇気をもって電話しても、あきらめてしまいやすい傾向があります。子どもの不安を受け止めつつ、心配をやわらげ、安全を守ることを子どもに理解できる言葉で説明し、落ち着いて対応することが大事です。

○ 子ども本人から相談を受けた場合の対応と留意点

- 年齢を確認し、年齢に応じた言葉づかいを心がけ、話しやすい雰囲気にする。
- 子どもは、自分が話すことで家族がバラバラになってしまったり、家庭でさらに暴力を受ける危険性があることを心配している場合が多い。このような場合、面接相談員は子どもが話してくれた情報を誰に伝え、どのような結果が起きうるのかを、子どもと話し合う必要がある。子どもとの信頼関係を築いていくことが、より本音で話そうという子どもの気持ちにつながっていくので、できる限り子どものペースに合わせて説明し、子どもが不安に対処できるように助けるようにする。
 - ▷ 「あなたのお話を聞いて、どうしたらあなたを助けられるか、みんなで考えることにするね。お父さんやお母さんにも伝えて考えてもらうけど、どう伝えたらいいかはあなたと相談するし、あなたの安全は守るから、安心して話してね。」

▷「よく伝えてくれたね。一緒にどうしたらいいか考えたいので、もう少しお話してくれるかな。」

▷「お話してくれてありがとう。もう少しどんなことがあったかわかると、あなたを助ける方法が考えやすくなるので、こちらが聞くことを教えてくれるかな。」

- 子どもが用いた言葉を大切に、子どもが嫌だと感じた気持ちを十分受け止める。

▷「そうか、嫌なことされたんだね。」

- その上で、子どもの安心と安全を守るために必要な範囲で、無理のないように事実関係を確認していく。

▷「その嫌なことってどんなことかな。」

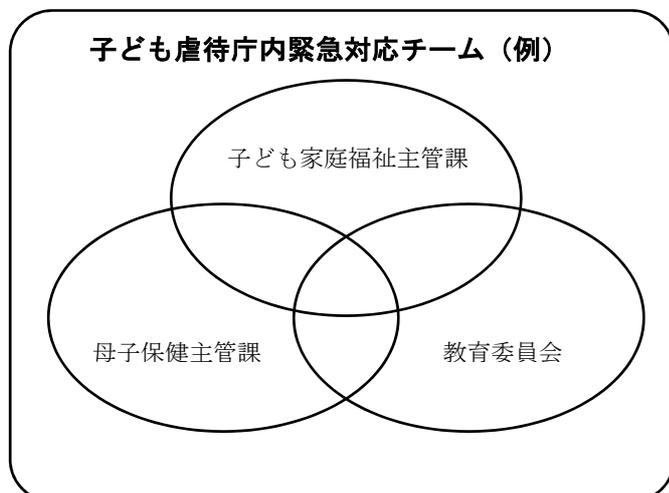
- 子どもの話から安全確認が必要な場合には、子どもの住所、電話番号、通っている学校と担任の先生の名前等の連絡先や所在の確認を行い、早急に、直接会って面接をする段取りをつける（安全を守るために教えてほしいとはたらきかける）。
- 緊急性が高いと想定される場合は、児童相談所への通告を念頭に対応する。

（４）受理会議、初期アセスメント

通告を受理したら、「速やかに複数の職員で」受理会議を開催して初期アセスメントをします。受理した担当者一人での判断を避けることは当然ですが、直属の上司への報告のみや、同僚との相談は、受理会議ではありません。

また、虐待担当部署が少数数の場合には、関係部署（子ども家庭福祉主管課、母子保健主管課、教育委員会等）を緊急収集し対応を協議できるように、あらかじめ「子ども虐待庁内緊急対応チーム」を設置しておくことも役立ちます。

「子ども虐待庁内緊急対応チーム」は、調査や継続的な支援の中で緊急事態が発生した場合等においても、その後の対応の協議の場として有効です。ただし、ケースの内容や緊急度によって、参加を求める機関・参加可能な機関は異なってくるため、柔軟な運営を心がけます。



通告受理後の対応としては、以下の点に注意してください。

○通告受理後に絶対してはならない対応

- 受理した職員の主観で、虐待ではないとか、見守りで十分であると判断する。
- 緊急性がないので受理会議の開催をしない、または会議を先送りする。
- 上司や同僚に報告しただけで終わり、会議を行わない。
- 通告した機関に対し、そちらで対応するべきと伝える。
- 通告した機関に対し、その場限りの対応を指示する（また何かあったら連絡など）

○受理会議前（通告受理直後に行うこと）

- 通告受理内容の整理
- ケースの基本情報の把握（家族の世帯状況（住民基本台帳）、乳幼児健診・予防接種状況（母子保健）、子どもの所属機関の状況（保育所、学校等）等）

○受理会議で行うこと

- 緊急度や重症度の判断
- ケースの初期調査（P. 28）の手順を協議
- 子どもの安全確認（P. 30）の手順を協議
- 当面のケースの主たる支援機関、主たる支援者の決定

○各種様式への記入

「虐待相談・通告受付票」に基づき、以下の様式を記入する。

- 台帳管理 → 児童家庭相談受理台帳（様式7 P. 129）
- 緊急度判断 → 緊急度アセスメントシート（様式3 P. 125）
- ケース把握 → 在宅支援アセスメントシート（様式4 P. 126）

○緊急度や重症度の判断

- 緊急度アセスメントシートと在宅支援アセスメントシートの上欄（「虐待の程度」P. 55）を用いて判断する。
- 受理時点で緊急度は高くない場合でも、子どもの安全確認は必ず行う。
- 不明な部分については、初期調査時の確認事項としておく。

○緊急度や重症度が高い場合

- 受理時点で緊急度や重症度が高く、一時保護等の子どもの安全確保が必要と想定される場合には、児童相談所への通告・送致や調査の同行等を協力依頼する。

- ・緊急度や重症度の判断が難しい場合は、児童相談所へ連絡して技術的援助や助言を求める。

○児童相談所への通告・送致及び協力依頼の目安

以下の表及び緊急性が高いと想定される例を参考にしてください。機械的な判断でなく、集められた情報を基に、包括的なアセスメントをすることが重要です。

緊急度 (緊急度アセスメントシート)	虐待の程度 (在宅支援アセスメントシート)	児童相談所への通告・送致及び協力依頼の目安
AA・A	生命の危険	・ 通告、送致
A	重度～中度	・ 通告、送致 ・ 協力依頼
B	重度～中度	・ 協力依頼 ・ 通告、送致（乳幼児や、ケースの困難性に応じて）

○緊急性が高いと想定される例

〔子どもの被害状況から（乳幼児は更に緊急度が増す）〕

- ・虐待の程度がひどく、生命の危険や、身体的障害を残す危険がある。
（頭部や顔面等への暴行による怪我、骨折、タバコ等の押し付けによる火傷等）
- ・乳幼児で身体的虐待が繰り返されている。
- ・極端な栄養障害や慢性の脱水症状傾向がある。
（年齢に比べて身長や体重が標準を極端に下回る）

〔子どもの訴えから〕

- ・性的な被害を受けたと打ち明ける。
（性交された、性器や性交を見せられた、体に触られた、体を触らされた等）
- ・自殺を企てる、ほのめかす。
- ・子どもが自ら保護を求めている。

〔保護者の加害行為から（乳幼児は更に緊急度が増す）〕

- ・子どもに生命の危険を及ぼすような加害行為。
（蹴る、殴る、道具を使った体罰、乳児を強く揺さぶる、投げる、首を絞める、溺れさせる等）
- ・子どもに治療が必要であるが、放置している。
（乳幼児の感染症や下痢、重度の慢性疾患、外傷等）
- ・虐待が非常に衝動的になっている。
- ・性的虐待が強く疑われる。

◎極めて緊急性が高い場合は、救急・警察に通報を！

- 重篤な怪我や衰弱、子どもの命が危ぶまれるような場合 → 救急 119番
 - 今、目の前で行われている暴力を止める場合
 - 保護者（児童の同居人）が覚醒剤をしている場合
- 警察 110番

(5) 初期調査

通告受理時に把握したケースの基本情報に加えて、子どもの安全確認を行う前または安全確認と平行して、不明な情報を明らかにするため、関係機関に対して、初期調査を行います。

初期調査は「だれが、どのように、いつまでに行うのか」を明確にするのが原則です。

○初期調査時の基本確認事項

- 情報の真偽
- 児童の年齢や性別（通告受理時に明らかにされない場合）
- 居所と虐待の事実や経過・程度（緊急度等）
- 保護者の年齢や職業（若年の親、経済状況等）
- 保護者自身の状態（暴力的な性格、病気がち等）
- 家族構成や生活状況、身近な支援者の有無

○関係機関からの情報提供における留意点

要対協の構成機関と非構成機関では、情報提供の手順が異なるので、特に非構成機関に対しては、情報提供等協力依頼書（様式 18 P.143）で情報提供についての理解を得ておくことが大切です。

○機関間の情報共有・情報提供における留意点

【要対協構成機関との情報共有】

ケースに関する構成機関間の個人情報の提供及び共有は、守秘義務や個人情報の違法性はなく、本人や保護者の同意も必要ない。

【要対協非構成機関への情報提供依頼】

医療機関等の非構成機関に対しては、文書で情報提供等の協力依頼を行う。

この場合も、情報提供機関にケース本人や保護者の同意は必要がないことを説明する。

- ・要対協の構成機関内における情報共有は、守秘義務違反にならない。

(児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項)

- ・要対協は必要に応じて、要対協に構成されていない機関等に対しても、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。(児童福祉法第 25 条の 3)

◇ 関係機関への確認事項

対象機関	確認事項
子ども家庭福祉 主管課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の子どもの所属情報 ・ 児童手当等の情報
住民基本台帳 主管課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯構成の情報（住民票） ・ 家族関係及び親権者の情報（戸籍謄本）
税務主管課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の収入情報（所得証明書）
母子保健主管課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠から出生前後までの状況等の情報 子どもについて：予防接種、乳幼児健診の受診歴、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業等の情報 保護者について：母親の妊娠状況及びその後の支援についての情報 他のきょうだいの妊娠出生とその支援についての情報
生活保護主管課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護の受給や手当の情報 ・ 年金等の収入状況や生活状況の情報
障害福祉主管課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども、保護者の障害の有無（手帳取得の有無） ・ 障害福祉サービスの利用状況等の情報
保育所、幼稚園、 学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの就園・就学状況の情報 ・ 他に在園、在学しているきょうだいの情報 ・ 保護者との関わりの情報 ・ 各諸費用の滞納状況等の情報
民生児童委員 主 任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の生活状況の情報 ・ 家族の近隣関係（近所付き合い）の情報
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診時の状況や怪我の程度についての情報 ・ 虐待を疑う理由や保護者の態度等の情報 ・ これまでの通院・入院の状況等の情報
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家出、徘徊、迷子、万引き等、子どもの非行に関する情報 ・ DVその他の生活相談歴等の保護者に関する情報、通告相談・対応歴
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもやきょうだいの一時保護・施設入所・家族の相談歴や現在の関わりについての情報

○ 調査内容の記録について

調査結果は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにします。

調査結果は、個別ケース検討会議等で使用する「在宅支援アセスメントシート」（様式 4 P.126）等に記入し、今後のケースの支援のために活用します。

初期調査で不明であった情報、特に子ども本人や保護者自身の態度や言動、虐待への意識や子育てへの思い等に関する情報は、安全確認やケースへの支援が始まることで明らかになっていくので、更新された情報は常に記録しておくことが大切です。

2 子どもの安全確認と保護者へのアプローチ

（1）子どもの安全確認、リスクアセスメント

○安全と危険のアセスメント

初期調査段階、リスクアセスメントでは次のような核心的情報が必須となります。（*1）

- ・虐待の事実があるかどうか。
- ・子どもが家庭で安全かどうか。安全でなければ、どうすれば子どもの安全が保障されるか（可能ならば家族を維持しながら）
- ・今後の虐待の危険があるか。
- ・今後の虐待の危険を減らすための適切な資源があるか。

これらの核心的な情報を入手するためには、親に安全と危険のアセスメントのパートナーとして、初回面接から参加してもらうことが重要です。アセスメントの質は、受け取る情報の質に左右されるので、家族と取り組む早い段階で、ゆっくり協力関係を築き始めることが不可欠です。親と建設的な協働関係を築き、得た情報をアセスメントシートに記録していくことで、十分なアセスメントが得られることとなります。

親と対立しがちな状況の中で、親との協働関係を築くためのアセスメントツールとして、ニュージーランドのソーシャルワーカーのニキ・ウェルド等が考案した「三つの家ツール」や、オーストラリアの児童保護コンサルタントのソニア・パーカーが開発した「安全パートナーリングによるアセスメントとプランニング枠組み」を使うことが有効なことが報告されています。これらのツールの使い方については、巻末の参考2「アセスメントツール」で説明します。

(*1) インサー・キム・バーグ他 桐田弘江他訳 「子ども虐待の解決」2004, pp. 66-67

○安全確認の目的

安全確認の目的は、以下のとおりです。

- ・子どもの状態の確認。必ず市町担当課職員もしくは関係機関への依頼により、直接子どもを見て確認（「現認」という）すること。
- ・親の子どもへの関わりについて判断し、子どもの当面の安全を推測すること。
- ・児童相談所への通告の必要性の有無について確認すること。
- ・継続の調査または当面の支援が必要とみられる場合は、次回の相談への促しや家庭訪問等について伝え、その家族と繋がりをもつこと。
- ・安全確認の目的は、子どもの状態を確認するだけでなく、その家族への支援のきっかけづくりであることを意識すること。

（２）安全確認の手順、保護者へのアプローチ

＜子どもが家にいて、家庭内で安全確認する場合＞

以下の①～⑩を基本に対応します。

①家庭訪問し安全確認を行う前に決めておくこと

- ・訪問者を決めます。複数対応が基本で、男女のペアが望ましいです。
- ・身分を証明できるもの、名刺、訪問連絡票、ノート、筆記用具、携帯電話を準備します。
- ・地図にて訪問する家への行き方、どこに駐車するかを確認します。
- ・あらかじめ電話連絡をするか、突然の訪問をするのか決めます。
- ・電話連絡の場合は、自宅か、携帯電話か、誰にするのか決めます。
- ・一番最初のかかわりの時に、保護者の勤める職場に連絡をすることは極力避けるようにします。
- ・訪問する時間を決定します。親子が揃っている時間に出向くようにします。

②家庭訪問しても不在だった場合

家庭訪問連絡票（様式 10 P.134）を投函します。市町の封筒に入れ、ドアの郵便受け等に差しこみます。連絡票は訪問時にあらかじめ準備しておきます。子育て相談のリーフレット等を同封することも役立ちます。時間をおいて再訪問した際は、投函した連絡票が残っているかを確認します。

③家庭訪問の際、保護者への最初の話しかけをどうするか

人は、最初に会った時の印象が後々まで残るものです。出会った最初のやりとりが大切です。虐待を疑って尋問する姿勢ではなく、心配して訪問したというようなソフトな介入を行うよう心がけます。対応の例をみてみましょう。

- 「こんにちは。〇〇町子ども支援課の〇〇です。突然お伺いしてすみません。」
- 「子どもさんのことでお伺いしました。実は、このところ毎日、子どもさんの泣き声が続けているので心配というお知らせをもらったのです。近年は、子どもさんのことで、心配なことに気づいたら誰でも、市町に連絡をしてもらい、困っていることがないか確認することになっているのです。子どもはよく泣くものですが、最近は、そんなことはありませんでしたか？」
- 「子育てに困っていることはありませんか？」
- 「子どもさんと会わせていただけますか？」

④訪問根拠を説明する際の話し方

保護者から「余計なおせっかいです。お引取り下さい。」などという対応があった際は、さらに踏み込んで話をしなくてははいけません。通告があった際は家庭訪問をすることが責務になっていることを説明し、子どもの安全と安心な育ちを保障することは、保護者と行政の共通の責務であることを示して、了解を求めることにしましょう。対応の例をみてみましょう。

→「今、マスコミとかでも話題になっているように、子どもへの虐待が問題になっていて、私たちは、子どもに関するお知らせをもらうとお家にお伺いして子どもさんの様子を確認しなければいけないのです。子どもが泣いているなんて、よくあることなのですが、万が一の場合があるので、こうしてあちこちお邪魔していることが続いているのです。」

⑤家庭訪問の際に確認すること

家庭訪問の際に観察して確認するポイントは次の3つです。

- ・家の様子を確認する
家、アパートの前に来たら、屋外から外観を観察します（表札の有無、ゴミの散乱、散らかり具合、車や家財の置き具合等）。玄関に入ったらそこから見える家の中の様子を観察します（ゴミなど衛生面ではどうか、家具、生活用具、子どもの遊具、台所は、酒瓶は、生活感はあるか等）。
- ・親の態度を確認する
理解を示す、びっくりする、怒る、無反応、攻撃的になる、悲しむ、渋々承諾する、泣き出す、いやみを言う、話が通じない等の親の態度を確認します。あわせて、夫婦間の様子、親の子どもへの態度も確認しましょう（父母のどちらが話をしているか、相槌をしているか、夫婦仲は良さそうかどうか、子どもに対しての話しかけ方はどうか〔「お前がギャーギャー泣くからこんなことになったんだ」、「ちょっと来て、ご挨拶して」〕等）
- ・子どもの様子を確認する
全体の雰囲気、清潔か汚れているか、傷、アザはあるか、行動の様子で気になることはなにか、知らない人に警戒して親にしがみつく、どたばた騒ぎまくる等の子どもの様子を確

認めます。

⑥通告が誤認と判明した際の対応

心配していたことが、保護者から事情を聴いたり、子どもと会ったりしたことで解消し、安心した旨を伝えて、訪問に応じてくれたことに謝意を伝えることにしましょう。

対応の例をみてみましょう。

→「本当に安心しました。突然訪問して、驚かせてしまっておめんなさいね。子育てをしていると迷ったり困ったりはつきもの。子育ての情報がほしいときは連絡して下さいね（名刺を渡す）。子育てに関するパンフレットを持参したのでよろしければ見てください。」

⑦保護者が虐待事実を認めた際の対応

家庭訪問の際に、保護者が虐待事実を自ら話したり、認めたりした時に留意するポイントは次の3点です。

- ・子育ての大変さをねぎらいます

（例えば、「反抗期で大変ですね」「下の子が生まれると焼もちやいてしまうものね」「痛の強いお子さんのようですね」「だんなさんは協力してもらえそうですか？」「お母さん1人で頑張っていたのですね。お疲れじゃないですか？」等）

- ・当面の支援方法を提案します

（例えば、「お母さんのストレス発散のためにも時々お話しを伺いたいのですが」「また、お伺いしてもよろしいですか」「うちの〇〇（相談窓口名）に来てみませんか」「子どもさんの様子をみてもらうことが必要みたいですね。今度、保健センターと一緒にいきましょう」等）

- ・次の面接日、時間などの約束をします

（初回の訪問調査は、多くのものを求めず、子どもの安全確認が出来た時点で第一段階クリアとみて下さい。次回の訪問や来所など、繋がりをつくることで訪問目的は概ね達成とみます）

⑧怒りと敵意を持ち、親権やしつけを主張する親への対応

- ・怒りと敵意を持ち、親権やしつけを主張して、答えにくい質問で挑戦してくる親もみられます。しかし、子ども虐待は子どもからみて安全かどうかで判断されるべきであり、それがしつけか否かという親の主観によって暴力などの行為が正当化されるものではありません。面接場面では、親は「私は～」と自分の立場を主張することが多いので、それを「子どもさんからすると～」というように、子どもを主語に置き換えて問いかけると、一方的なもの言いの勢いを押さえるのに役立ちます。
- ・議論をして、虐待事実を認めさせようとするのは無意味です。逆に、親を追い詰めてしまうことにもなります。虐待をする親の多くは、子どもを人一倍可愛がっている気持ちを有

しているのに上手に子育てすることができないという親達です。親が養育への考え方を変えていききっかけになるような問いかけをしましょう。防衛的であったり、怒ってくる親であっても、家族の中でうまくいっていることや、子どもの世話でうまくいっていることを質問して、心配事だけでなく、親の子育ての強みや良いところにも注目することを知らせることで、建設的な協力関係を築くことができます。

怒りと敵意を持つ親と話すときに覚えておく役に立つ提案として、次のようなものがあります。（*2）

i 尊重を伝え、礼儀正しく振る舞うこと

最初のやり取りから、そしてその後の交流全てにおいて、相手に尊重を伝えること。礼儀正しく尊重して話しかける。家に入るときには必ず許可を求める。親が話を拒むときには「家に入れていただくには、いつがご都合よろしいでしょうか」と尋ねる。親が立腹しているときには、穏やかに「いつでしたらお子さんの安全について話ができますか」と尋ねる。家に入ることを許されれば、必ず客として振る舞う。

ii これまで担当していた同僚やスーパーバイザーからうまくいったことについて聞き出すこと

もしある親がその相談機関で知られているなら、以前に何がうまくいったのかを誰かに尋ねると良い。

iii 親が児童相談機関や前の相談員を激しく罵ったとしても彼らを弁護しないこと。親の見方に同意すること

これは彼らの見方を支持することとは違う。「あなたがどうしてそう感じられるのかわかります」とか「あなたの見方は理解できます」とか「そのようにみれば、誰でも同じように感じるでしょう」。親の怒りをノーマライズする（*3）ことで、彼らを早く落ち着かせることになります。

iv 時間をかけること

時間をかけ、純粋な好奇心をもって怒りの背後にある理由に耳を傾けること。あなた自身や機関を弁護しようとせずに、彼らの不平を真剣に取り上げる。助言や提案をしない。こうした姿勢が怒りを鎮めるのに役に立つ。

v 親が怒ったり、脅したり、敵意を持っている場合でも必ず選択肢を与えること

「法律に従っているだけです」「自分の仕事をしているだけです」「法律ではこうなっているのです」と言う代わりに、同じ内容を盛り込みながら選択できる形の質問をすると良い。「プライバシーを守り家族を離ればなれにしたいことは分かります。もしあなたが望むなら今すぐ帰りますが、ご存知のように私には報告の義務があります。どんな物語にも2つか3つの違った側面がありますから、私はあなたの側からの話をぜひ聞きたいのです。あなたの言い分を聞かせてください」

vi 家族の見方が重要であることを伝える

起きていることについて、よりバランスの取れた見方をすることができるように、家族の見方や、家族や子どもにつながるほかの重要な人々の見方を聞くことが重要なことを伝えます。じっくり親や家族の話聞くことは、始めは時間がかかりますが、協力関係を築くのに大いに役立ち、後になって膨大な時間を節約することになります。

vii 心配事と同じく、うまくいっていることにも注目する

心配事だけでなく、親の子育ての強みやうまくいっていること、今後のビジョンについて話し合うことを説明します。状況をバランスよくアセスメントすることにこちらの関心があることを伝えます。うまくいっていることに注意を払うことを話した上で、最初の面談中にも肯定的なことに注目したほめ言葉を伝える時間を取れば、あなたが真剣に親の強みとそのペアレンティングの肯定的な面に注目しようとしていることが親に伝わります。

(*2) インスー・キム・バーグ他 桐田弘江他訳 「子ども虐待の解決」2004, pp. 73-75

ソニア・パーカー 井上直美訳 「安全パートナーリングのアセスメントとプランニングの枠組み」2012, pp. 20-21

(*3) 「ノーマライズする」とは、人の懸念事項を人生における（誰でも経験するような）普通の困難として示すこと。親の怒りの気持ちを受け止めて、それが当たり前のこととノーマライズすることで、気持ちが静まり、冷静な視点に導くことができる。

対応の例をみてみましょう。

(保護者)「悪いことをしないようにしつけをするのは親のつとめじゃないですか。うちの子どもは言ってもわからないから私は殴るのです。普通に叱って親の言うことを聞くくらいなら殴ったりしませんよ。だいたい、私だって悪いことしたら平気で親に殴られていましたよ。昔の親なんてみんなそうだったでしょ。自分の考えをあらためる気持ちは全くありません。今度、同じことしたら、私はまた殴りますよ。別にアザとか怪我とかさせているわけじゃないし、私だって手加減しますよ。」

(相談員)「確かにしつけは大切ですよね。でも、〇〇ちゃんは叩かれてどう感じるでしょうか。お父さんにとっても、叩かれて痛かったことがよかったわけではないと思うのです。お父さんにとっては、例えば、どんなことが良かったのでしょうか？」

「叩いてもいい」とおっしゃいますが、そうおっしゃるには何かもっともな理由があったのだと思います。どんなことがあったのか、教えてもらえますか？」

「お子さんを叩かずにしつけるようにできたら、私たちは親の暴力をチェックしに訪問することがなくなります。私たちと一緒にそのような方法を考えてみませんか？」

「確かに、そういう方法を見つけるのは簡単ではないと思います。それでも、ご両親と一緒にそういう方法をなんとかして見つけたいと思いますので、ご協力いただきたいのです。親御さんが困りごとを解決してお子さんを安全に世話していかれるのをどうお手伝いでき

るか、いろいろ話し合わせていただきたいと思います。子育てには、心配なことだけでなく、うまく行っていることもありますよね。ご家族のあなたやお子さんに何が起きているか分かるといいので、あなたやお子さんにとって身近な方たちとお話しさせていただきたいと思います。これから、お時間とってもらえませんか？」

⑨親が安全確認を拒否している場合の対応

家庭訪問の際に、保護者が安全確認を拒否する場合があります。その際は、児童相談所への通告送致を念頭に対応することが必要になります。再度、保護者を説得し、どうしても子どもに会わせる事を拒むときは、保護者に対し、児童相談所に知らせることを告知することになります。対応の例をみてみましょう。

→「お子さんのことが地域で心配にあがったという連絡を受けました。今は私はこの連絡が正しいのかどうかはわかりませんが、この連絡は重大なこととして扱う必要があります。ご家族であるあなたやお子さんに何が起きているか分かるといいので、あなたやお子さんにとって身近な人たちとお話しさせていただきたいと思います」

→「お怒りは分かりますが、これは法律に基づいた調査で私には報告の義務があります。どんな物語にも2つか3つの違った側面がありますから、私はあなたの側からの話をぜひ聞きたいのです。あなたの言い分を聞かせてください」

→「私達にお話しいただけないと、児童相談所に連絡をとらなくてはならないのです」

→「なんとか、ご協力いただけないでしょうか？」

→「(それでもだめな時は) 残念です。それでは、児童相談所に対応してもらおうことになるので、ご承知置き下さい」

⑩子どもに傷、あざ、火傷の跡等がみられた場合の対応

子どもに会った際に、子どもに外傷がみられる場合があります。その際に必要なことは事実確認です。いつ、どこで、どのようにしてできたものなのか直接保護者に確認しましょう。治療、手当が必要な状態であれば、すぐさま病院受診につなげましょう。

保護者に事実確認をした際に、子どもの外傷について正当な理由が見当たらない時は、児童相談所への通告送致を念頭に対応することが必要になります。アザ、傷の原因究明が必要な旨伝え、児童相談所に連絡することを保護者に伝えましょう。

＜子どもが学校や保育園におり、その施設内で安全確認ができる場合＞

- ①子どもの学校や保育園等に連絡をとり、登校、登園していることを確認します。
- ②学校や保育園等に、下校、帰園時の時間等を聞き、帰宅前に安全確認をさせてもらえるよう依頼します。場合によっては、下校させずに待たせてもらうよう依頼します。
- ③通告が学校や保育園等からあった場合は、経緯やこれまでの子どもの様子について聞きます。

④通告が学校や保育園以外からあった場合は、通告された内容を報告します（守秘義務が課せられている要保護児童対策地域協議会のメンバーであるので可能となります）。

⑤学校、保育園等で傷等が観察された場合は、写真やスケッチに残し、記録しておくよう依頼します。写真は、皮膚の状態がわかるように撮ります。全身とアザや傷のアップの写真をそれぞれ撮ります。大きさがわかるように定規をあてます。

子どもは傷の写真を撮られることに不安や嫌悪感を抱くので、子どもの気持ちを第一に配慮して記録します。

⑥記録の仕方は、傷等に気づいた日時が重要です。月曜の朝、登校してすぐ気づいたのか、下校間際に気づいたのかでは、怪我が家庭内のものか校内のものか論争になります。子どもに「これはどうしたの？」と問いかけてみて下さい。必ずしも本当のことを言うとは限りませんが記録します。

⑦傷、アザなど状態が悪い時は児童相談所に通告することを念頭に対応することになります。この場合、早急に受理会議を開催することが必要になります。

3 泣き声通告対応のポイント

近年、近所の人が子どもの泣き声を心配して、『虐待ではないか』と通報する「泣き声通告」が急増しています。対応のポイントをまとめてみました。

(1) 泣き声通告受理時の留意点

泣き声通告の場合は、なにより緊急性の判断が重要となります。

『泣き声』だけでは、室内で何が起きて子どもが泣いているのかわかりません。

実際、子どもはよく泣くものです。乳児の場合は、泣くことが要求表現になりますし、幼児から学童期でも、叱られて泣いたり、さみしくて泣いたり、悔しくて泣いたりときまざまです。

そうした中、「子どもの泣き声がする」と通告がある場合、何かしら、通告に至る「泣き声プラスアルファ」があります。

通告者からは、そうした「プラスアルファ」の情報を聞き出すことが、有効な判断材料となりますが、通告者が自発的に話してくれるとは限りません。

こちらから、通告に至った背景、意図、心配な点を聞いていくことが必要となります。

そこで、虐待通告を受けた際に聴取すべき点のほかに、押さえておきたいポイントを次のチェックリストとしてまとめてあります。

これらのチェックリストにおいて、

- ・子どもが長時間泣き続けている、
- ・子どもの泣き声が聞こえる期間が継続している、
- ・子どもの泣き声に加えて、大人の怒鳴り声等が聞こえる、

- ・子どもの体に不自然な傷・痣がある

といったことが確認された場合、なんらかの不適切な養育が疑われる可能性が高くなります。

特に、子どもの年齢が低い場合、ひとつの身体的暴力で、生命が危険にさらされる場合もあるため、リスクアセスメントのためには、通告者の意図や通告者が把握している情報を正確に確認することが前提となります。

○「泣き声通告」のチェックリスト

※ 虐待相談・通告受付票（様式1 P.122）で確認する以外に、確認したい項目をあげています。これらを総合的に判断します。

	内 容
子どもの状況	泣いている場所： 室内 戸外 現在の居場所： 保育所等通園の状況：
内 容	いつから（昨日から、1ヶ月前から等）： 頻度は（毎日、週に 回、月に 回、曜日の偏り等）： 声の大きさ： 泣き方（すすり泣き、大声で泣き叫ぶ等）： 泣き声の長さ： 時間帯： 今現在は： 今現在はいつから泣いているか： 今現在子どものほかに誰がいるか：
家庭の状況 (家族構成等)	同居家族： きょうだいの有無：
泣き声にプラス して	助けを求める声がきこえる どなり声がきこえる（誰がどなっているか） （ ）と言っている等 子どもの体に傷・痣がある 子どもにケガが多い 物がこわれた・こわれる音がした 子どもをたたく・子どもにぶつける（音がする）
地域との関係	友好的 疎遠 孤立

(2) 保護者や子ども本人への調査時の留意点

泣き声通告の場合、事前に電話連絡はできず、飛び込み訪問となることが多くあります。

そのため、訪問される側にとっても、訪問を受け入れる気持ちの準備がない状態で訪問を受けるため、警戒心や抵抗感が強い場合があります。

訪問は犯人探しではありません。多くは、子どもが泣きやまない状況で親も困っています。

そのため、「子どもさんの泣き声が聞こえるという連絡があったのだけど、心当たりはありますか?」「何か子育てでお困りのことはありますか?」と援助のスタンスで入ります。

「虐待を疑われた」というだけで露骨に拒否する人も中にはいますが、相手の拒否感が大きいときは、まずはその拒否感を下げられるよう、急な訪問を詫言、相手の不満を聞くことから始めます。

ある程度保護者の不満を傾聴した後、再度、泣き声通告があったことを伝え、心当たりがあるかどうか、どういった状況で子どもが泣いているのか確認していきます。

また、同時に、泣き続けることで親が疲弊していないか、余裕をなくしていないか等を聞きながら、必要があれば支援につなげるよう、話していきます。

多くは泣き声に関して、身に覚えがあるため、訪問を受け入れてくれます。

○ 泣き声通報の訪問調査の際の言葉かけ例

順番	言葉かけ例	備考
1	<p>(「〇〇役場から来ました△△です。突然おじゃましてすみません。少しお時間よろしいですか?」)</p> <p>「お子さんがよく泣いているので、子育てが大変ではないか。」という心配の電話があったので、お伺いしました。何かお心当たり(子育てでお困りのこと)はありますか?</p> <p>※場合によっては、「このあたりの赤ちゃんがいるご家庭を全部回っているのですよ」等の言い方も。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的に孤立している(近所付き合いのない)保護者も多いので、近隣に対して敵意を抱かないような配慮が必要 ・突然の訪問なので、相手に配慮する声掛けも必要 ・「虐待発見のため」ではなく、「育児の大変さを手伝う」ための訪問であることを強調

2	<p>お子さんはよく泣くのですか？</p> <p>どんな時に泣きますか？</p> <p>その時にどう対応していますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・泣き声通報をきっかけとした訪問であるので、必ず質問すること ・特に「子どもが泣き止まない」のがきっかけの乳児の虐待死は多いので、対応方法は重要
	<p>(時間帯など詳細情報がわかっている場合は、「昨日の7時頃はどうしていました？」など具体的な状況を確認し、「そういうことはよくあるのですか？」 「いつもですか？」など、話を広げていく。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・泣き止まない時の親の辛さには共感 ・実際に保護者がすでに行っている対応法で、適切なものを強調し、「そのやり方を中心に、もっとやってみましょう」と促す
3	<p>子育ては大変ですよ？</p> <p>(「そういうときイライラしてしまいますよね？」など、保護者への共感・労いの言葉も)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児に対する負担感や育児を楽しめているかどうかなどを聞く ・ネガティブな気持ちがたくさん出れば、今後の継続的な支援策を考慮する
4	<p>お母さん(親御さん)は大丈夫ですか？</p> <p>(「寝られない時もありますよね?」、「お母さん、よく頑張っていますね」など、保護者への共感・労いの言葉も)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の味方であることを強調するため、保護者の状況を聞く ・話が長くなれば、それだけハイリスク
5	<p>お子さんは今どうしていますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に目の前にいれば省略 ・必ず目視(実際に子どもの様子を見る)

	<p>(子どもがいない場合)</p> <p>今度親子一緒の時に訪問したいのですが、いつ戻ってきますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の所在を聞く。 ・1週間以内を設定 ・保護者が会わせながらない場合、「最近、全国のニュースでも虐待の事件が多いので、子どもの様子を確認しなくてはいけないことになっているのです」 ・拒否された場合、ハイリスクとして情報収集。児童相談所と協議。
6	<p>(次回へのつなぎ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お子さんの様子をお聞きしたいので、また連絡（訪問）してもいいですか？」 ・「どういう風にしていけばいいか、一緒に考えていきたいので、また連絡（訪問）させてもらえますか？」 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な子育て支援情報（市町村の子育て支援サービス、行事、集まりの紹介など）の提供も有効。 ・叩いている場合、「叩かないことは約束してほしいのです」など、叩いてはいけない旨をきちんと伝える。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・「今日は時間を取ってくれてありがとうございました」 ・「突然で、初対面なのに話してくれてありがとうございました」 	

4 転居を繰り返す事例への対応

虐待に至るおそれのある家庭の特徴として、転居を繰り返す家庭があることが、様々な実態調査や事例検証を通じて明らかになっています。

こうした転居を繰り返す家庭については、以下の点に留意しながら、調査や援助を行うことが必要です。

(1) 転居事例での留意点

転居には様々な事情や理由がありますが、虐待とかかわって着目すべき点は以下の点です。

① 転居の時期

保護者の転勤などの際には、子どものことを考えて学年や学期の区切りで転居することが多い。そうした区切りの時期と異なる転居については、どういう事情があったのかに着目すべきです。

② 転出入手続きの実施の有無

転居が行われて速やかに転出入手続きが行われているかどうかに着目する必要があります。手続きがなかなかされない場合には、転居を繰り返す、住所地を明かせない事情がある、保護者が子どもの就学等に無関心である、などの背景があることが考えられます。

③ 転居の回数

転居の頻度や間隔といった情報にも着目します。

④ 家族構成の変化

離婚や別居、あるいは交際相手との同居、再婚、実家への転居など、転居に伴って家族構成が変化することはまれではありません。家庭状況をアセスメントするには、こうした変化を的確に把握することが不可欠です。

なお、交際相手との同居のような場合、交際相手が転入してきたのか、子どもと保護者が交際相手宅に移動したのかといった点にも注意を払う必要があります。

(2) 初期調査

住民基本台帳登録所在地が確認できた場合には、住民票や戸籍（戸籍を確認する際には、必要に応じて改製原戸籍で確認したほうが家族史の詳細について把握できる場合がある）、戸籍附票を確認し住所の異動歴や家族関係歴を確認します。

その上で、住民基本台帳の登録がある市区町村に保育所や学校の所属歴を確認し、所属していた当時の子どもの状況や保護者の状況について調査することが必要です。学校への所属が確認できた場合は、指導要録の写しをもとにした情報提供を受けることで、子どもの入学前の経歴や転入学の記録、保護者の記録等の情報を得ることができます。また、過去の居住地を所管する市区町村や児童相談所にかかわりがあったかどうか照会することが必要です。

子どもが乳幼児である場合には市区町村保健センターや保健所に健康診査やフォロー状況での関わりについても照会します。

なお、現居住地での住民基本台帳登録がない場合には、子どもや家庭への援助を行うために、いつ、どこで住民基本台帳の登録がなされているかを、保護者等から聴取します。DVやヤミ金等の被害から逃れるために住民基本台帳の異動をしないまま転居している家庭もあることから、被害を怖れて調査に応じないこともあります。子育て支援サービス・福祉サービスの提供や子どもの就学に必要なために聴取していることを丁寧に説明し、保護者の理解を求め聞き取る必要があります。

(3) 個別ケース検討会議の活用

他の虐待ケースと同様に、要対協の個別ケース検討会議を開催し、主担当機関や主たる援助者の確認、情報の共有と援助の枠組みを確認します。その際に、再び転居してしまうことを想定して、居住確認を誰がどのような方法でどのような頻度で行っていくのかを確認しておくことが必要です。児童委員への協力要請や不動産会社への協力依頼なども検討することで、行政機関だけでは確認しにくい夜間や休日の状況を把握することや日常の様子を把握することができるようになります。ただし、具体的にどのような方法で何を確認するか、内容と限度を事前に打ち合わせておくことが大切です。個人の判断で必要以上の関わりをもった結果、関係が遮断され、又は必要な連絡がなされないことを避けるためには、具体的な役割を確認したうえで依頼することが必要となります。

個別ケース検討会議を開催する際に、警察官に参加してもらい、警察に照会したところ既に親族から子どもや保護者の行方不明者届が出されており、それまで把握でききていなかった親族の状況や援助の可能性が見出せた事例もあります。

(4) 知人、親族等の連絡先の確認

保護者と面接ができたときには、親族等の氏名や住所、連絡先を聴取しておくことが、行方不明等になった時の大きな情報源となります。保護者は「親戚とは数年間連絡を取っていない」などと語ることも多いですが、親族の居住地を聞き取ったうえで住民基本台帳等の確認をとっておくことが有益です。また、親族等がない場合には、知人や友人の連絡先を聞いておき、保護者と連絡がとれる間に、保護者の了解のもとに友人や知人の連絡先にも連絡が取れることを確認しておく役立ちます。

(5) 居住実態が把握できない児童の対応

「居住実態が把握できない児童」については、子ども虐待のリスクがあると捉えて、市町の母子保健や子ども家庭福祉部門、教育委員会、警察、児童相談所等の関係機関が、要対協を活用すること等により情報を共有し、連携して対応することが必要です。

乳幼児期から学齢期の居所不明児童を早期に把握するためには、まず居住実態が把握できない児童を担当する部門（以下「居所不明児童担当部門」という）を定めて、一元的な情報の集約・整理や、庁内の関係部門間での情報共有の徹底を図ることが大切です。そのうえで、以下の点に留意して対応することが考えられます。（*4）

なお、国通知「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日雇児総発0316第1号他、総務省、文部科学省及び厚生労働省連名通知）を参照してください。

① 小・中学校

- ・長期欠席・未入学の児童生徒について、電話・訪問等を行い、状況把握を行う。
- ・状況把握ができない児童生徒について、「居所不明児童担当部門」に情報集約する。

- ② 住民基本台帳部門、就学事務担当部門
- ・住民基本台帳法に基づく実態調査を実施する。
 - ・海外に出国している可能性のある児童については、東京入国管理局に出入（帰）国記録を照会する。
 - ・私学就学などの届出の勧奨を徹底する。
- ③ 母子保健部門
- ・乳幼児健診の未受診者に対し、電話・訪問等による受診勧奨及び子どもの状況把握の徹底をする。状況が把握できない子どもについては、「居所不明児童担当部門」に情報集約する。
- ④ 子ども家庭福祉部門
- ・保育所入所事務、児童手当等給付事務、生活保護、母子福祉、障害児福祉等の主管部署と情報共有して状況把握に努める。状況が把握できない子どもについては、「居所不明児童担当部門」に情報集約する。
- ⑤ 居所不明児童担当部門
- ・居住実態が把握できない児童についての情報を集約・整理し、要対協調整機関に要保護児童ケースとして進行管理依頼する。
- ⑥ 要対協事務局（調整機関）
- ・「居住実態が把握できない児童」は、「子ども虐待のリスクが高い」要保護児童としてケース登録し、進行管理を実施する。
 - ・不適切な養育や虐待のリスクを判断し、要対協に基づく詳細な調査の必要性を判断する。
 - ・調査の結果、他の市区町村に転居先が判明した場合は、居住市区町村における継続支援を依頼する。
 - ・虐待のリスクや事件性を示す情報がある場合には、児童相談所や警察署に相談し、連携して対応する。
 - ・最終的に居所が確認できない児童については、警察への相談、行方不明者届の提出について検討する。

(*4)横浜市「横浜市における児童虐待対策について」（平成26年9月30日）を参考にした。